

受付印

令和 年度 住民税 家屋敷課税 事業所課税 に係る課税申告書

那須烏山市長 あて

令和 年 月 日提出

那須烏山市内に有しています事務所・事業所・家屋敷については、1月1日現在、下記のとおりですので、那須烏山市税条例第36条の2第9項の規定に基づき申告書を提出いたします。

納税義務者	住所	〒		
	氏名		職業	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号	() -
家屋敷等の所在地	那須烏山市			
課税にならない理由	◆次のいずれかに該当すると、課税されません。あてはまる項目がある場合は、レ印をしてください。 (該当するものには全てレ印をしてください)			
	<input type="checkbox"/> 住民登録をしている市区町村にて、市・県民税（住民税）が非課税である。 <input type="checkbox"/> 他人に貸し付ける目的で有している。(有償無償は問わず。賃貸契約書などがあれば写しを添付のこと) (貸付先氏名) _____ (貸付先者の住所) _____ <input type="checkbox"/> 現に親族等が居住している。(居住者氏名) _____ <input type="checkbox"/> 所有者のうち夫婦以外の共有者がいる (共有者氏名) _____ (続柄) _____ <input type="checkbox"/> 「いつでも自由に居住できる」状態にない (床が抜けており居住できる状態にない等)。 ※老朽化が著しく等、廃屋的な家屋敷であれば「いつでも自由に居住できる」状態にないと判断します。 (具体的状況を記載して下さい) _____ <input type="checkbox"/> 事業用の施設だが、事務所を伴わない単なる資材置場、倉庫、車庫である。 <input type="checkbox"/> 事業を廃業した / 事業を引き継いだ。 廃業日 / 引継日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 ↓引き継ぎの場合は新しい事業主について記入してください。 (氏名) _____ (住所) _____			
課税の判定	◆上記の「課税にならない理由」に該当がない場合は、下記のレ印をしてください。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当がない (→本年度から課税となります)			

裏面の留意事項もご覧ください

留意事項

- (1) 賦課期日は1月1日です。よって、1月2日以降に那須烏山市へ転入された場合でも、今年度は課税対象となります。また、税額決定通知を受理頂くまでに取り壊しや売却による所有状況の変更があった場合には課税されません。
- (2) 家屋敷等課税は、水道・電気・ガスなどを停止している場合であっても「いつでも自由に居住できる」状態であれば課税対象となります。
- (3) 初年度に課税の申告書を提出された場合、二年目以降は、状況に変更が無ければ引き続き課税となります（申告書の送付は初年度のみとなります）。また、初年度に課税にならない理由に該当があった場合も、二年目以降は状況に変更が無ければ、同様に引き続き継続となります。家屋敷等の状況について、当初に申告した内容に変更が生じた場合は、お手数でも那須烏山市役所税務課市民税グループまでご連絡ください。
- (4) 申告書の記載方法等についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒321-0692

栃木県那須烏山市中央1-1-1
那須烏山市役所 税務課 市民税グループ
(電話：0287-83-1114)